

岩泉町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

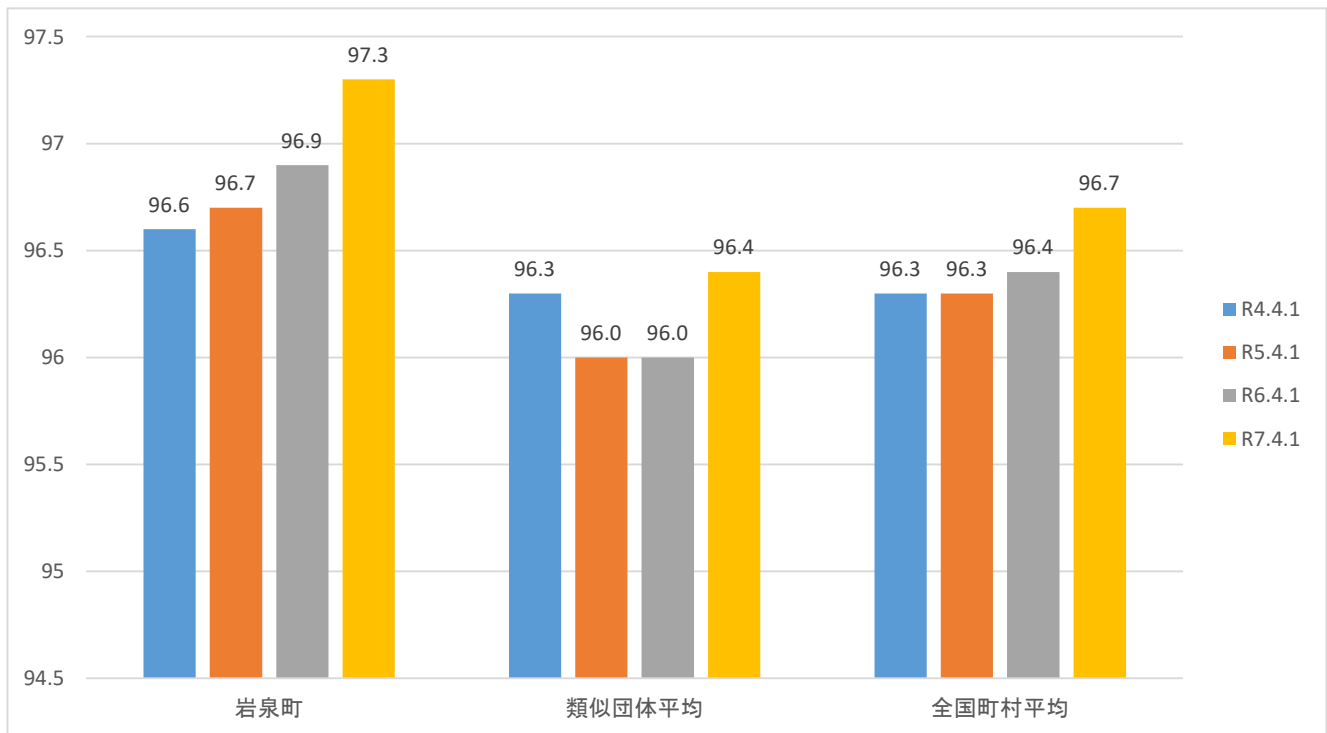
区分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和5年度の人件費率
6年度	7,843人	11,745,767千円	537,553千円	1,707,381千円	14.5%	14.9%

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考) 一人 当たり給与費 B/A	(参考) 類似 団体平均一人 当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
6年度	163人	586,332千円	109,434千円	231,766千円	927,532千円	5,690千円	5,723千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
- 2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
- 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注)

- ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
- 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
- ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

(4) 給与改定の状況

① 月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の 改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	格差 A-B	勧告 (改定率)		
6年度	372,727円	361,752円	10,975円 (3.03%)	3.03%	3.03%	3.03%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

② 特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給 月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の支 給月数 B	格差 A-B	勧告 (改定率)		
6年度	4.65	4.60	0.05月	0.05月	4.65月	4.65月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備(給与制度のアップデート)の実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の上上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なるの解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

① 給料表の見直し

【 実施 未実施】 時期：平成28年4月1日

② 地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

	平成27年度の支給割合		令和元年度 の支給割合	令和2年度 の支給割合	令和3年度 の支給割合	令和4年度 の支給割合	令和5年度 の支給割合	令和6年度 の支給割合
	4月1日 時点	遡及 改定後						
国基準による 支給割合	15%	15%	16%	16%	16%	16%	16%	16%
岩泉町の 支給割合	15%	15%	16%	16%	16%	16%	16%	16%

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和7年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
岩泉町	42.2歳	320,800円	391,400円	347,871円
岩手県	42.4歳	331,300円	399,404円	360,341円
国	41.9歳	332,237円	414,480円	—円
類似団体	41.2歳	314,279円	364,128円	339,772円

② 技能労務職

区分	公 務 員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)
岩泉町	54.7歳	3人	253,400円	279,500円	272,817円
うち自動車運転手	62.0歳	1人	250,800円	277,000円	250,800円
うち給食調理員等	53.5歳	2人	254,700円	280,700円	283,825円
岩手県	51.4歳	217人	303,400円	333,526円	319,553円
国	51.3歳	1,703人	294,567円	337,907円	—円
類似団体	51.0歳	3人	287,371円	310,867円	299,385円

区分	民 間			参 考 A/B
	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
岩泉町	—	—	—	—
うち自動車運転手	乗用自動車運転者	48.4歳	259,200円	1.07
うち給食調理員等	飲食物調理従事者	45.6歳	225,800円	1.24

区分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
岩泉町	—	—	—
うち自動車運転手	3,926千円	3,843千円	1.02
うち給食調理員等	4,329千円	3,006千円	1.44

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（令和4年～令和6年の3ヵ年平均）。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員 (C)」及び「民間 (D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注)

- 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		岩 泉 町	岩 手 県	国
一般行政職	大学卒	215,100円	227,300円	220,000円
	高校卒	189,300円	195,800円	188,000円
技能労務職	高校卒	193,800円	193,800円	—
	中学卒	—	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		経 験 年 数			
		10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	25年以上30年未満
一般行政職	大学卒	290,600円	338,700円	358,900円	384,300円
	高校卒	265,000円	305,200円	315,900円	381,100円
技能労務職	高校卒	—	—	—	—
	中学卒	—	—	—	298,500円

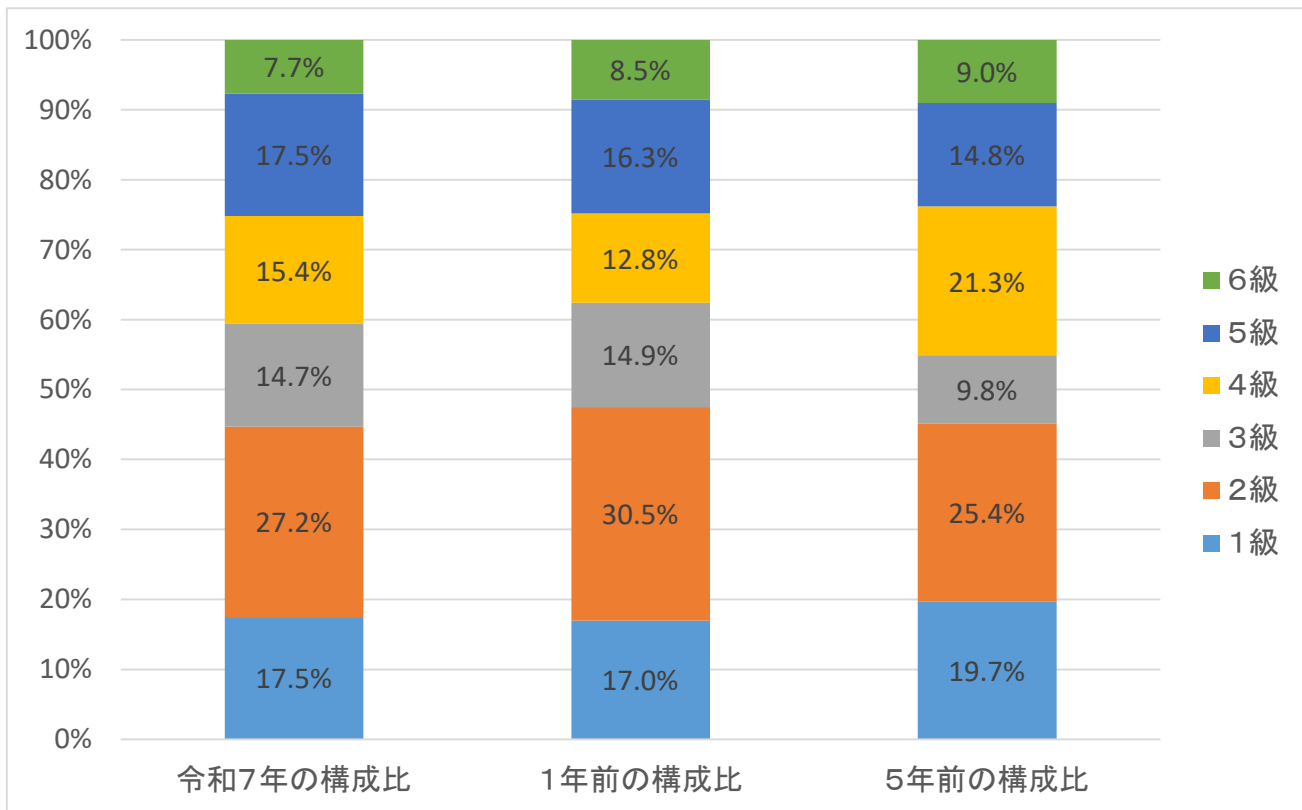
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和7年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6級	課長	11人	7.7%	358,300円	417,400円
5級	総括室長	25人	17.5%	324,000円	402,700円
4級	室長	22人	15.4%	301,300円	392,700円
3級	主査	21人	14.7%	267,400円	357,800円
2級	主任	39人	27.2%	231,700円	311,200円
1級	主事、主事補	25人	17.5%	184,800円	260,300円

(注)

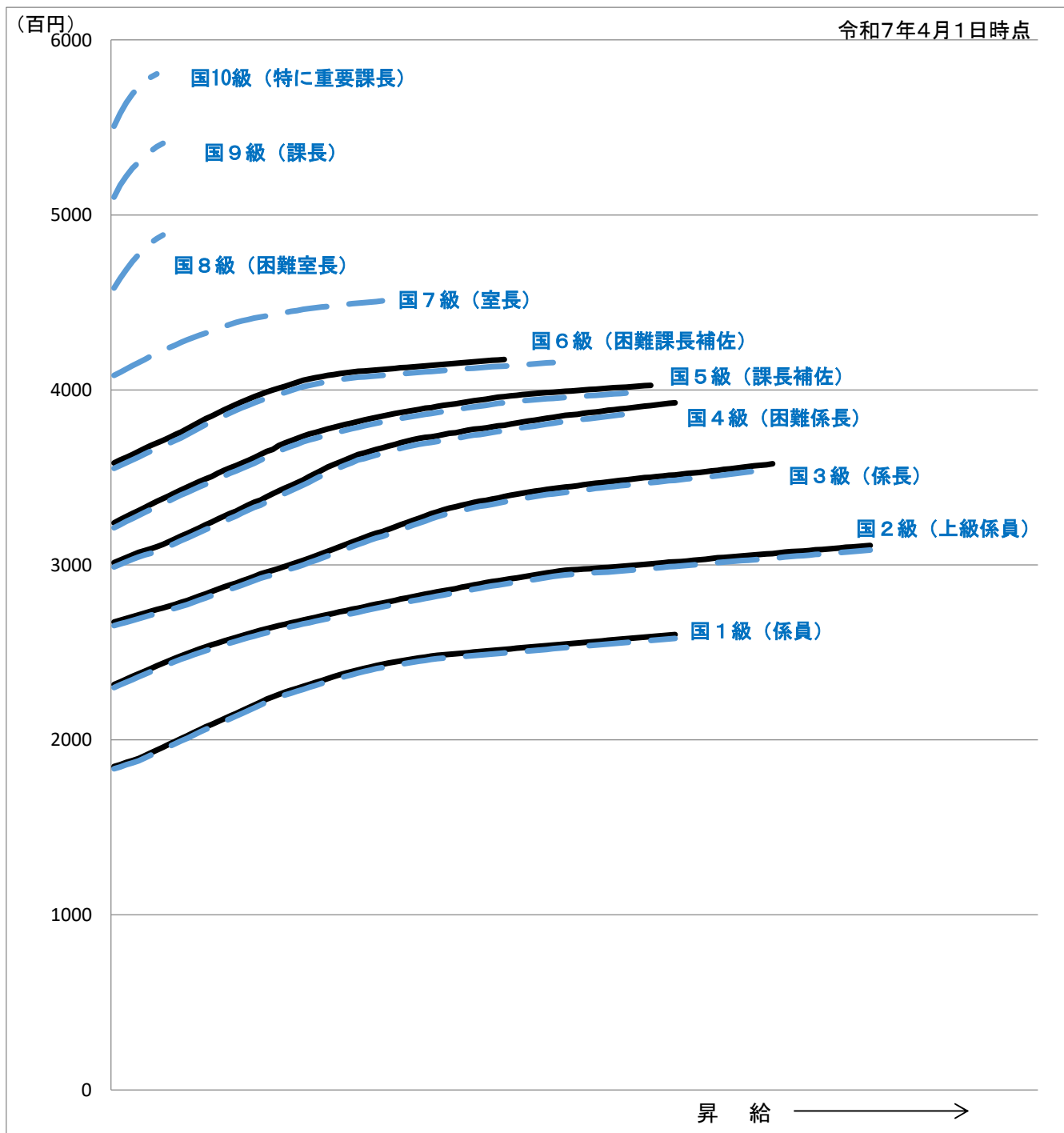
- 1 岩泉町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
- 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注)

- 1 平成18年に7級制から5級制に変更している。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）
- 2 平成22年に5級制から6級制に変更している。

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和7年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（岩泉町）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				○
標準の区分のみ（一律）		○		
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

岩 泉 町	岩 手 県	国
1人当たりの平均支給額（6年度） 1,465千円	1人当たりの平均支給額（6年度） 1,858千円	—
（令和6年度支給割合） 期末手当 2.50月分 勤勉手当 2.10月分 （1.400）月分 （1.000）月分	（令和6年度支給割合） 期末手当 2.50月分 勤勉手当 2.10月分 （1.400）月分 （1.000）月分	（令和6年度支給割合） 期末手当 2.50月分 勤勉手当 2.10月分 （1.400）月分 （1.000）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（岩泉町）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				○
標準の区分のみ（一律）		○		
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和7年4月1日現在）

岩泉町			国		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
・定年前早期退職特例措置 （2%～20%加算）			・定年前早期退職特例措置 （割増率 2%～45%）		
・勸奨退職時特別昇給 （昇給の号給数は4～12号給）					
1人当たりの平均支給額 5,352千円					

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）		1,052千円	
支給職員1人当たりの平均支給年額（令和6年度決算）		1,051,600円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
歯科医師	16%	1人	16%

(4) 特殊勤務手当 (令和7年4月1日現在)

支給実績 (令和6年度決算)		1,224千円		
支給職員1人当たりの平均支給年額 (令和6年度決算)		1,224,000円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (令和6年度決算)		0.55%		
手当の種類 (手当数)		2		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和6年度決算)	左記職員に対する支給単価
放射線取扱手当	同上	放射線を放射する作業	24千円	10件未満 月額 1,000円
				30件未満 月額 3,000円
				30件以上 月額 5,000円
医学研究手当	診療所等に勤務する医師、歯科医師	医事に関する調査及び試験研究に従事する医師、歯科医師	1,200千円	月額 100,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (令和6年度決算)	49,223千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和6年度決算)	293千円
支給実績 (令和5年度決算)	44,361千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)	274千円

※休日勤務手当を含む

(6) その他の手当 (令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (6年度決算)
扶養手当	1 配偶者月額3,000円 2 配偶者以外の扶養親族 (子) 1人につき月額11,500円 ※満16歳初年度から満22歳年度末までの間にある子1人につき5,000円が加算される。 3 配偶者以外の扶養親族 (親等) 1人につき月額6,500円	同じ	—	21,408千円	248,933円
住居手当	1 借家・借間居住者 月額12,000円を超える家賃を負担している場合、家賃の額に応じ月額27,000円	同じ	—	16,211千円	265,758円
通勤手当	1 交通機関等利用者 運賃に応じ月額50,000円まで 2 自家用車等利用者 通勤距離に応じ月額30,000円まで (片道通勤距離 - 2km) × 740円+2,000円	異なる	1 交通機関等利用 2 自家用車等利用者通勤距離区分と支給額	15,650千円	153,431円
管理職手当	・総務課長 40,000円 ・政策推進課長 35,000円 ・課長、局長、教育次長 診療所長 30,000円	異なる	俸給の特別調整額として支給	4,860千円	373,846円

初任給調整手当	医師、歯科医師に対して支給されます。（月額：414,300円以下）	同じ	—	2,215千円	2,215,200円
単身赴任手当	異動等に伴い住居を移転し、やむを得ず配偶者と別居することとなった職員に対して支給（月額30,000円。距離に応じて加算あり。）	同じ	—	—	—
寒冷地手当	11月から翌年3月までの間、在職する職員に対して支給（月額8,200円～19,800円）	異なる	「在勤する官署」の地域に応じて支給	12,657千円	71,914円
管理職員特別勤務手当	管理又は監督の地位にある職員が週休日又は休日等に4時間を超え勤務した場合（勤務1回6,000円、6時間を超えれば割増あり）	同じ	—	477千円	39,750円
宿日直手当	宿日直1回につき4,700円	同じ	—	1,074千円	12,200円

5 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	町 長	690,000円	(参考) 類似団体における最高/最低額
	副 町 長		892,000円 / 523,000円
報 酬	議 長	279,000円	700,000円 / 360,000円
	副 議 長		366,000円 / 200,000円
	議 員		226,000円 / 170,000円
期 末 手 当	議 員	210,000円	310,000円 / 150,000円
	町 長	(6年度支給割合)	
退 職 手 当	副 町 長	3.45月分	
	議 長	(6年度支給割合)	
備 考	副 議 長	3.45月分	
	議 員	(算定方法)	(1期の手当額) (支給時期)
	町 長	給料月額×40.38/100×在職月数	13,373,856円 任期毎
	副 町 長	給料月額×23.28/100×在職月数	6,201,792円 任期毎

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

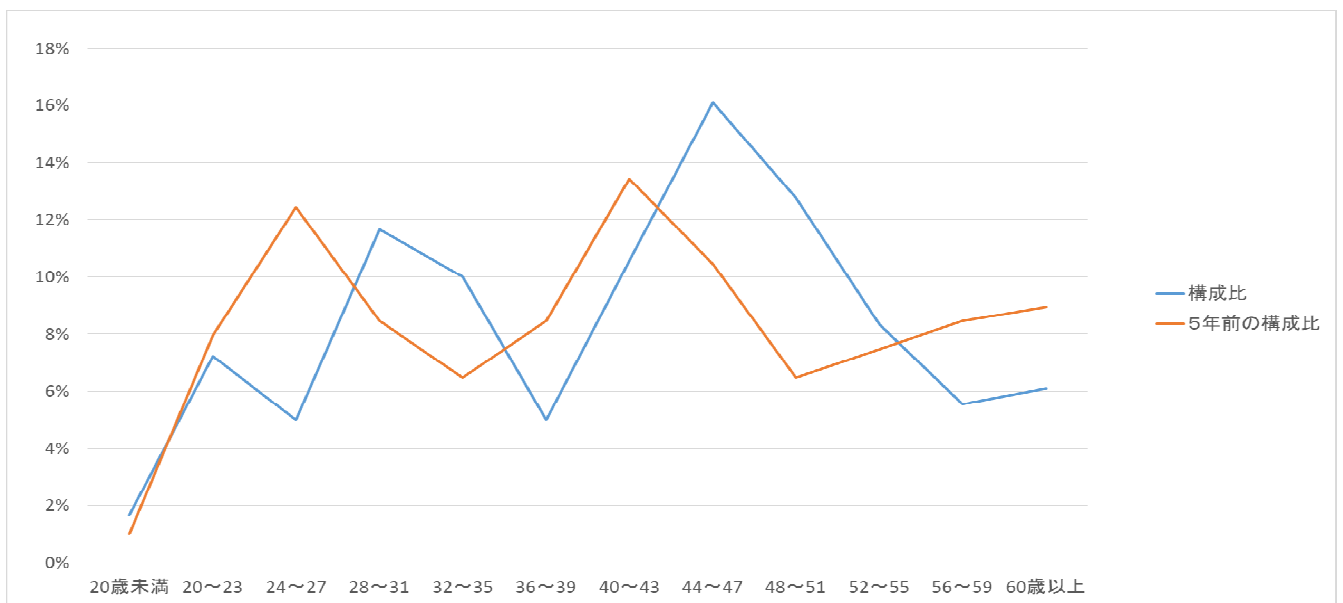
(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
		令和6年	令和7年		
普通 会 計 部 門	議会	2	2	0	体制強化による増 職員数減少に伴う減 4月末退職者を踏まえた一時的な増 職員数減少に伴う減 〈参考〉 人口1万人当たりの職員数 184.88人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 119.43人)
	一般	54	56	2	
	総務	6	6	0	
	税務	6	6	0	
	労働	18	16	▲2	
	農林水産	9	9	0	
	商工	10	11	1	
	土木	32	32	0	
	民生	15	13	▲2	
	衛生	15	13	▲2	
計	146	145	▲1		
教育部門	17	16	▲1	職員数減少に伴う減	
消防部門			0		
小計	163	161	▲2	〈参考〉 人口1万人当たりの職員数 205.28人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 142.96人)	
公営 企業 等 部門	病院	1	1	0	災害復旧等事業数の減少に伴う減
	水道	6	5	▲1	
	下水道	2	2	0	
	その他	14	14	0	
小計	23	22	▲1		
合計	186 [226]	183 [226]	▲3	〈参考〉 人口1万人当たりの職員数 233.33人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (令和7年4月1日現在)



区分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	1人	13人	15人	20人	13人	12人	15人	19人	29人	16人	15人	15人	183人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	年度	2年	3年	4年	5年	6年	7年	過去5年間の 増減数(率)
一般行政職		149	143	138	139	146	145	△ 4 (△ 2.7)
教育		17	17	16	16	17	16	△ 1 (△ 5.9)
消防								
普通会計		166	160	154	155	163	161	△ 5 (△ 3.0)
公営企業等会計		26	25	26	25	23	22	△ 4 (△ 15.4)
総合計		358	345	334	335	349	344	△ 14 (△ 3.9)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 5年度の総費用に占 める職員給与費比率
6年度	千円 401,108	千円 216,456	千円 34,428	% 8.6	% 8.6

区分	職員数 A	給 与 費			
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
6年度	人 5	千円 22,549	千円 2,764	千円 9,115	千円 34,428

(参考) 一人 当たり給与費 B/A	(参考) 類似 団体平均一人 当たり給与費
6,886千円	6,316千円

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
 2 職員数については、令和7年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））を含み、会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和7年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
岩泉町	37.0歳	317,220円	573,800円
団体平均	45.8歳	345,838円	524,813円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

水 道 事 業		岩 泉 町	
1人当たりの平均支給額（6年度） 1,593千円		1人当たりの平均支給額（6年度） 1,511千円	
（令和6年度支給割合） 期末手当 2.50月分 （1.40）月分		（令和6年度支給割合） 期末手当 2.50月分 （1.40）月分	
勤勉手当 2.10月分 （1.00月分）		勤勉手当 2.10月分 （1.00月分）	
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%		（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

水道事業				岩泉町（団体平均）					
（支給率）	自己都合		勸奨・定年		（支給率）	自己都合		勸奨・定年	
勤続20年	19.6695	月分	24.586875	月分	勤続20年	19.6695	月分	24.586875	月分
勤続25年	28.0395	月分	33.27075	月分	勤続25年	28.0395	月分	33.27075	月分
勤続35年	39.7575	月分	47.709	月分	勤続35年	39.7575	月分	47.709	月分
最高限度額	47.709	月分	47.709	月分	最高限度額	47.709	月分	47.709	月分
その他の加算措置				その他の加算措置					
・ 定年前早期退職特例措置 （2%～20%加算）				・ 定年前早期退職特例措置 （2%～20%加算）					
・ 勸奨退職時特別昇給 （昇給の号給数は4～12号給）				・ 勸奨退職時特別昇給 （昇給の号給数は4～12号給）					
								1人当たりの平均支給額 5,352千円	

（注） 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	362千円
職員1人当たり平均支給年額 （令和6年度決算）	91千円
支給実績（令和5年度決算）	370千円
職員1人当たり平均支給年額 （令和5年度決算）	74千円

※休日勤務手当を含む

エ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 （6年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （6年度決算）
扶養手当	1 配偶者月額3,000円 2 配偶者以外の扶養親族（子） 1人につき月額11,500円 ※満16歳初年度から満22歳年度末までの間にある子1人につき5,000円が加算される。 3 配偶者以外の扶養親族（親等）1人につき月額6,500円	同じ		738千円	246,000円
住居手当	1 借家・借間居住者 月額12,000円を超える家賃を負担している場合、家賃の額に応じ月額27,000円	同じ		618千円	309,000円
通勤手当	1 交通機関等利用者 運賃に応じ月額50,000円まで 2 自家用車等利用者 通勤距離に応じ月額30,000円まで（片道通勤距離 - 2km） ×740円+2,000円	同じ		63千円	20,960円
管理職手当	・ 課長 30,000円	同じ		360千円	360,000円

単身赴任手当	異動等に伴い住居を移転し、やむを得ず配偶者と別居することとなった職員に対して支給（月額30,000円。距離に応じて加算あり。）	同じ			
寒冷地手当	11月から翌年3月までの間、在職する職員に対して支給（月額8,200円～19,800円）	同じ		353千円	70,600円
管理職員特別勤務手当	管理又は監督の地位にある職員が週休日又は休日等に4時間を超え勤務した場合（勤務1回6,000円、6時間を超えれば割増あり）	同じ		6千円	6,000円
宿日直手当	宿日直1回につき4,700円	同じ			